

A decorative border consisting of a repeating pattern of small diamond shapes, likely a watermark or background pattern.

農林水産物等輸出促進メールマガジン

24 · 7 · 11 第141号

A decorative border consisting of a repeating pattern of diamond shapes, likely a watermark or background pattern.

【目次】

1. 平成24年度「農産物等輸出拡大緊急対策事業」の実施者の募集について
 2. 各国における輸入規制について
 - (1) EU
 - (2) アラブ首長国連邦（ドバイ首長国）
 - (3) マレーシア
 - (4) 韓国
 - (5) ベトナム
 3. 畜産物の輸出に係る施設の追加情報について
 - (1) 香港向けに輸出する牛肉に係る取扱施設
 - (2) 香港向けに輸出する家きん卵に係る取扱施設
 - (3) マカオ向けに輸出する牛肉に係る取扱施設
 4. 平成24年5月の農林水産物・食品の輸出実績（速報値）について

1. 平成24年度「農産物等輸出拡大緊急対策事業」の実施者の募集について

農林水産省は、財団法人食品流通構造改善促進機構を通じ、「農産物等輸出拡大緊急対策事業」の補助金交付候補者の2次公募を行っています。

【事業の概要：品目別団体を通じた我が国の食品の輸出拡大事業】

品目別の団体が、海外において消費者や流通業者等を対象に、我が国の農産物や食品（飲料を含む）のセミナーを開催し、我が国の農産物等の安全性や魅力等について広く紹介を行い、輸出の拡大を図る取組を支援します。

【公募期間】

平成24年7月10日（火）～平成24年8月31日（金）17時まで

なお、本事業の実施を希望される方は、以下のホームページをご参照ください。

【農産物等の輸出拡大緊急対策事業品目別団体を通じた我が国の食品の輸出拡大事業の2次公募について（公示）】

<http://www.ofsi.or.jp/rokujika/yusyutukudai-hinmoku.htm>

2. 各国における輸入規制について

各国向けに輸出される食品については、産地証明書や放射性物質に関する検査証明書等が求められています。

今般、各国は日本からの輸入食品について、以下のとおり、規制を変更しました。

規制内容の詳細については、各ホームページをご参照下さい。

(1) EU (6月28日付け)

平成24年7月1日から制限対象地域（放射性物質検査証明が必要な地域）に「岩手県」を追加し、証明書様式を改訂しました。

なお、平成24年6月30日までに出港した貨物、平成24年6月30日までに発行された証明書をもって、平成24年7月13日までに出港する貨物については、旧様式の証明書が認められます。

【東京電力福島第一原子力発電所事故に係る諸外国への輸出に関する証明書発行について】

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html#eu

(2) アラブ首長国連邦（ドバイ首長国）（6月27日付け）

先般より、アラブ首長国連邦は日本に対し、「指定地域（福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、山形県、新潟県、静岡県、秋田県、岩手県、長野県、山梨県、埼玉県、東京都及び千葉県）」において生産又は加工される食品については、日本から登録した検査機関による放射性物質検査結果報告書、「指定地域以外」のものについては、日本の政府機関が発行する産地証明書の提出を求めてきたところです。

今般、ドバイ政庁との間で前記措置の適用に係る協議が整い、7月1日からの証明書の発行条件及び手続きが定まりました。

なお、同国の他の首長国については、現在協議中です。

【東京電力福島第一原子力発電所事故に係る諸外国への輸出に関する証明書発行について】

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html#uae

(3) マレーシア（7月4日付け）

マレーシア政府は、福島県、茨城県、栃木県、宮城県の4県で収穫・加工された食品は、マレーシア側で全ロットの放射性物質検査が必要でしたが、7月1日以降、マレーシア側での検査対象を福島県の全ての食品、茨城県、栃木県、宮城県の3県のきのこ類に縮小し、それ以外の食品は検査対象から解除しました。

【東京電力福島第一原子力発電所事故に係る諸外国への輸出に関する証明書発行について】

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html#malaysia

(4) 韓国（7月5日付け）

韓国向けに輸出される食品については、産地証明書や放射性物質に関する検査証明書等が求められています。

今般、韓国政府は、日本からの輸入停止措置の対象品目に以下の品目を追加しました。

<群馬県>イワナ（6月8日）
<栃木県>イワナ（6月20日）
<福島県>アイナメなどの35種類（6月22日）
<宮城県>クロダイ（6月28日）

※ 品目横の日付は、追加日。

【東京電力福島第一原子力発電所事故に係る諸外国への輸出に関する証明書発行について】
http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html#kankoku

（5）ベトナム（7月10日付け）

ベトナム向けに輸出される食品については、放射性物質に関する検査証明書の提出やベトナムにおける全ロット検査、サンプル検査等を実施してきたところですが、7月2日付けで日本からの加工食品の輸入規制措置を全面解除としました。

なお、生鮮食品については、以下の輸入規制措置が継続されています。

<生鮮食品（福島県、茨城県、栃木県）>ベトナムで全ロット検査
<生鮮食品（上記3県以外）>ベトナムでサンプル検査

【東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応】
http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

3. 畜産物の輸出に係る施設の追加情報について

畜産物の輸出に係る施設について、以下とおり、対象施設が追加されました。

詳細については、各ホームページをご参照下さい。

（1）香港向けの牛肉輸出に係る取扱施設（平成24年6月29日現在）

・株式会社岩手畜産流通センター（岩手県紫波郡紫波町）

【動物検疫所：家畜衛生条件 > 畜産物（輸出）> 家きんの肉等】
http://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/index.html#export_poultry

（2）香港向けに輸出する家きん卵に係る取扱施設（平成24年7月3日現在）

・有限会社横浜ファーム（君津農場）（千葉県君津市）

【動物検疫所：家畜衛生条件 > 畜産物（輸出）> 家きんの肉等】
http://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/pdf/hk_egg_ex.pdf

（3）マカオ向けに輸出する牛肉に係る取扱施設（平成24年7月10日現在）

・高松市食肉センター（と畜場）（高松市郷東町）
・高松市食肉加工株式会社（食肉処理場）（高松市郷東町）

【動物検疫所：家畜衛生条件 > 畜産物（輸出）> 家きんの肉等】
http://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/index.html#export_meat

4. 平成24年5月の農林水産物・食品の輸出実績（速報値）について

平成24年5月の農林水産物・食品の輸出額は、対前年同月比11.0%増の339億円となりました。

また、輸出先の上位3ヶ国・地域は、香港、米国、台湾となっています。

さらに詳しい輸出実績をお知りになりたい方は、以下のホームページをご参照下さい。

【ホーム > 組織・政策 > 食料産業 > 農林水産物等の輸出促進対策 > 農林水産物・食品の輸出に関する統計情報】

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/zisseki.html

発 行

[農林水産物等輸出促進メールマガジン]

発行：農林水産省

食料産業局 輸出促進グループ（産業連携課海外展開・輸出促進室）

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

代表：03-3502-8111（内線4330）

直通：03-6744-7045

FAX：03-6738-6475

このメールマガジンに関するご意見・ご要望又は転載を希望する場合は、当グループまでお問合せ下さい。

.....

当メールマガジン及びバックナンバーは、以下の輸出促進対策ホームページに掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_magazine/archive.html

お知り合いの方に「農林水産物等輸出促進メールマガジン」をご紹介下さい。

当メールマガジンの配信登録、配信変更及び配信解除等は、以下のホームページから手続することができます。

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>